

**地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

(青梅市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 青梅市職員定数条例（昭和 2 6 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ならびに臨時に雇用される者」を削る。

(青梅市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市職員の分限に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 2 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 1 項および第 2 項の規定にもとづき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(青梅市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 青梅市職員の懲戒に関する条例(昭和26年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法」を「、地方公務員法」に、「第5条第1項および第29条第2項」を「第29条第4項」に、「、および効果」を「および効果」に改める。

第3条中「給料の月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例(令和元年条例第 号)第3条の規定により支給される報酬の額を除く。)」を加える。

(青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

(会計年度任用職員等に対する特例)

第21条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市規則で定める基準に従い任命権者が定める。

(青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 青梅市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号および同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業にかかる子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条および次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児

休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項および第2項の規定による産前産後の休業または青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年条例第41号。以下「勤務時間条例」という。）第13条の規定による産前および産後の休養により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業している場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として市規則で定める

場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業にかかる子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条の3第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加える。

第6条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「定める職員は、」の次に「次の各号のいずれにも該当する」を加え、「(昭和25年法律第261号)」を削り、「職を占める職員」の次に「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)」を加え、同条に次の2号を加える。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

第9条を次のように改める。

(部分休業の承認)

第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条および次条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間または勤務時間条例第18条の6の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額(給与条例第9条に規定する通勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(青梅市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 青梅市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成15年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「(昭和25年法律第261号)第22条」に改める。

(青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「掲げる者(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。」を加える。

別表医療業務に従事する非常勤の職員の項を削る。

(青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「にもとづき職員(」の次に「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および」を加える。

第11条第1項中「第18条の4までおよび第18条の6」を「第18条の7まで(第18条の5および第18条の6の2を除く。)」に改める。

第19条の3を次のように改める。

(臨時的任用職員の給与)

第19条の3 臨時的任用職員の給与は、常勤の職員との均衡を考慮して、任命権者が定める。

(青梅市職員退職手当支給条例の一部改正)

第10条 青梅市職員退職手当支給条例(昭和26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

(青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 青梅市職員の旅費に関する条例(昭和26年条例第13号)の

一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員（」の次に「同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員および」を加える。

（青梅市病院事業企業職員定数条例の一部改正）

第12条 青梅市病院事業企業職員定数条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時に雇用される者を除く。」を削る。

（青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第13条 青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成16年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（臨時任用の職員を除く。）」を削る。

第21条を次のように改める。

（非常勤職員等の給与）

第21条 病院事業企業職員で職員以外のものに対する給与は、職員の給与との権衡を考慮して、別に管理者が定めるところにより支給する。

（多摩川競走場臨時従事員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第14条 多摩川競走場臨時従事員の給与の種類および基準に関する条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名および第1条中「多摩川競走場臨時従事員」を「多摩川モーターボート競走場従事員」に改める。

第2条中「多摩川競走場」を「多摩川モーターボート競走場」に、「第22条第5項」を「第22条の2第1項第1号」に改め、「臨時的に」を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例要綱

1 整備の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 整備の内容

(1) 青梅市職員定数条例

定数の対象外となる職員の範囲から「臨時に雇用される者」を削る。（第1条関係）

(2) 青梅市職員の分限に関する条例

会計年度任用職員が心身の故障のため長期の休養を要する場合において、休職を命ずることができる期間は「地方公務員法第22条の2第1項および第2項の規定にもとづき任命権者が定める任期の範囲内」とする旨を定める。（第3条関係）

(3) 青梅市職員の懲戒に関する条例

ア 会計年度任用職員に減給処分をする場合は、基本報酬の額の5分の1以下に相当する額までとする旨を定める。（第3条関係）

イ その他所要の規定の整備

(4) 青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、市規則で定める基準に従い任命権者が定めるところとする。（第21条関係）

(5) 青梅市職員の育児休業等に関する条例

一定の要件に該当する非常勤職員を、育児休業をすることができる職員の範囲に含めることとする。（第2条、第2条の3、第2条の4、第3条、第5条の3、第6条、第8条、第9条、第10条関係）

(6) 青梅市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

地方公務員法の引用条項名の整備（第2条関係）

(7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

## 条例

地方公務員法の引用条項名の整備（第2条関係）

### (8) 青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例

ア 条例の対象となる職員の範囲から、会計年度任用職員を除外する。

（第1条関係）

イ その他所要の規定の整備

### (9) 青梅市一般職の職員の給与に関する条例

ア 条例の対象となる職員の範囲から、会計年度任用職員を除外する。

（第1条関係）

イ その他所要の規定の整備

### (10) 青梅市職員退職手当支給条例

退職手当の支給対象外となる職員に関する規定の整備（第2条関係）

### (11) 青梅市職員の旅費に関する条例

条例の対象となる職員の範囲から、会計年度任用職員を除外する。

（第1条関係）

### (12) 青梅市病院事業企業職員定数条例

定数の対象外となる職員の範囲から「臨時に雇用される者」を削る。

（第1条関係）

### (13) 青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例

ア 条例の対象外となる職員の範囲から「臨時任用の職員」を削る。

（第2条関係）

イ その他所要の規定の整備

### (14) 多摩川競走場臨時従事員の給与の種類および基準に関する条例

ア 職の名称を「多摩川競走場臨時従事員」から「多摩川モーターボート競走場従事員」に改める（題名・第1条関係）

イ 地方公務員法の引用条項名の整備（第2条関係）

ウ その他所要の規定の整備

## 3 施行期日

令和2年4月1日

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市職員定数条例（昭和26年条例第33号））

改正後	現行	備考
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、教育委員会、議会、選挙管理委員会、農業委員会および監査委員の所管に属する部門に常時勤務する地方公務員（副市長および教育長_____を除く。以下「常時勤務職員」という。）ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、教育委員会、議会、選挙管理委員会、農業委員会および監査委員の所管に属する部門に常時勤務する地方公務員（副市長および教育長ならびに臨時に雇用される者を除く。以下「常時勤務職員」という。）ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。</p>	

○第2条による改正（青梅市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第52号））

改正後	現行	備考
<p>(休職の期間)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項および第2項の規定にもとづき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(休職の期間)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 略</p>	

○第3条による改正（青梅市職員の懲戒に関する条例（昭和26年条例第51号））

改正後	現行	備考
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号。以下「法」</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号。以下「法」</p>	

<p>という。) <u>第29条第4項</u> の規定にもとづき職員の懲戒の<u>手続および効果</u> その他懲戒に関し規定することを目的とする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の範囲で、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例(令和元年条例第号)第3条の規定により支給される報酬の額を除く。)の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>	<p>という。) <u>第5条第1項および第29条第2項</u>の規定にもとづき職員の懲戒の<u>手続、および効果</u> その他懲戒に関し規定することを目的とする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の範囲で、給料の月額_____の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>	
--	--	--

○第4条による改正(青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年条例第41号))

改正後	現行	備考
<p>(<u>会計年度任用職員等に対する特例</u>)</p> <p>第21条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市規則で定める基準に従い任命権者が定める。</u></p>	<p>(<u>臨時職員に対する特例</u>)</p> <p>第21条 <u>失業対策事業および公共事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて雇用した技術者、技能者、監督者および行政事務を担当する職員ならびに臨時に雇用する職員の勤務時間、休日、休暇に関しては任命権者が定める。</u></p>	

○第5条による改正(青梅市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第30号))

改正後	現行	備考
<p>(<u>育児休業をすることができない職員</u>)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび引き続き任用</u></p>	<p>(<u>育児休業をすることができない職員</u>)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員</u></p>	

されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号および同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業にかかる子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2)～(4) 略

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条および次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期

(2)～(4) 略

第2条の2 略

間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項および第2項の規定による産前産後の休業または青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年条例第41号。以下「勤務時間条例」という。）第13条の規定による産前および産後の休養により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業している場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業にかかる子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(期末手当等の支給)  
第5条の3 略  
2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日にかかる勤勉手当を支給する。

(職務復帰後における給与等の取扱い)  
第6条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の職員の昇給を行う日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)  
第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)とする。  
(1) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員  
(2) 勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)  
第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条および次条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

(期末手当等の支給)  
第5条の3 略  
2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員\_\_\_\_\_のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日にかかる勤勉手当を支給する。

(職務復帰後における給与等の取扱い)  
第6条 育児休業をした職員\_\_\_\_\_が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の職員の昇給を行う日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)  
第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、\_\_\_\_\_非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員\_\_\_\_\_を除く。)とする。

(部分休業)  
第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて2時間(部分休業により養育しようとする子について、職員(青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成16年条例第25号)の適用を受ける職員を除く。以下この条および次条において同じ。)が青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年条例第41号。以下「勤務時間条例」という。))第15条第1項の規定による育児時間または勤務時間条例第18条の6の2第1項に規定する介護時間を承認されているときは、2時間から当

<p>2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間または勤務時間条例第18条の6の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（給与条例第9条に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。</p>	<p>該育児時間または介護時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>第10条 略</p>	
---	---	--

○第6条による改正（青梅市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第17号））

改正後	現行	備考
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）および（2） 略</p> <p>（3） 地方公務員法第22条 _____ に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>（4）および（5） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）および（2） 略</p> <p>（3） 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>（4）および（5） 略</p> <p>3 略</p>	

○第7条による改正（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成15年条例第25号））

改正後	現行	備考
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)および(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項 _____ に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)および(5) 略</p>	

○第8条による改正（青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号））

改正後	現行	備考																					
<p>(通則)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定にもとづき、同条第1項に掲げる者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対し支給する報酬および費用弁償に関しては、別に定めのあるものを除き、この条例の定めるところによる。</p> <p>別表(第2条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> <th>費用弁償額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>副市長相当額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	費用弁償額	略	略	副市長相当額	略			<p>(通則)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定にもとづき、同条第1項に掲げる者( _____ 以下「特別職の職員」という。)に対し支給する報酬および費用弁償に関しては、別に定めのあるものを除き、この条例の定めるところによる。</p> <p>別表(第2条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> <th>費用弁償額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>副市長相当額</td> </tr> <tr> <td>医療業務に従事する非常勤の職員</td> <td>月額 2,100,000円の範囲内で市長が定める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	費用弁償額	略	略	副市長相当額	医療業務に従事する非常勤の職員	月額 2,100,000円の範囲内で市長が定める。		略			
区分	報酬額	費用弁償額																					
略	略	副市長相当額																					
略																							
区分	報酬額	費用弁償額																					
略	略	副市長相当額																					
医療業務に従事する非常勤の職員	月額 2,100,000円の範囲内で市長が定める。																						
略																							

○第9条による改正（青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号））

改正後	現行	備考





とする。 2および3 略	とする。 2および3 略	
(非常勤職員等の給与)	(臨時任用の職員の給与)	
第21条 病院事業企業職員で職員以外のものに対する給与は、職員の給与との権衡を考慮して、別に管理者が定めるところにより支給する。	第21条 常勤または非常勤の臨時任用の職員に対する給与は、職員の給与との権衡を考慮して定め、支給する。	

○第14条による改正（多摩川競走場臨時従事員の給与の種類および基準に関する条例（平成25年条例第20号））

改正後	現行	備考
<p><u>多摩川モーターボート競走場従事員の給与の種類および基準に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地方公営企業等労働関係法」という。）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定にもとづき、<u>多摩川モーターボート競走場従事員</u>（以下「従事員」という。）の給与の種類および基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(従事員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「従事員」とは、地方公営企業等労働関係法附則第5項の規定により同法の規定が準用される者で、<u>多摩川モーターボート競走場の業務</u>に関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定にもとづき、青梅市に必要な応じて期日を定めて_____雇用されるものをいう。</p>	<p><u>多摩川競走場臨時従事員</u>の給与の種類および基準に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地方公営企業等労働関係法」という。）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定にもとづき、<u>多摩川競走場臨時従事員</u>（以下「従事員」という。）の給与の種類および基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(従事員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「従事員」とは、地方公営企業等労働関係法附則第5項の規定により同法の規定が準用される者で、<u>多摩川競走場</u>の業務に関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項_____の規定にもとづき、青梅市に必要な応じて期日を定めて<u>臨時的に</u>雇用されるものをいう。</p>	

<p><u>付 則</u></p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>		
--	--	--